

令和4年第1回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年1月13日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年1月13日(木) 午前10時25分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 1 号 渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 2 号 渋谷区教育委員会の教育目標と施策の方向性

議事運営等

- 令和4年第1回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に松澤委員を指名

■ 教育長報告要旨

○ まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてである。今月に入り、新たな変異株であるオミクロン株により、都内においてもかつてないスピードで感染が拡大している。こうした中、区立幼稚園、小・中学校では、1月7日に冬季休業が終了し、11日に子供たちの元気な声が学校・園に戻ってきた。この間、教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを見直し、学校・園に、周知徹底を図った。また、東京都では、1月11日から31日を期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を決定し、学校では、これから受験シーズンを迎えることなどを踏まえ、感染症対策を徹底することとしている。教育委員会としても、学校における感染の発生や感染の拡大のリスクを低減するため、これまで以上に緊張感を持ち、引き続き、学校及び保護者と連携し、感染防止対策を徹底していく。次に、12月17日には、渋谷区立中央図書館4階に和田誠記念文庫がオープンした。2019年に亡くなったイラストレーターの和田誠さんの仕事場から書棚などが寄贈され、和田さんの仕事場の一部が再現された。書棚には、約3,600冊もの本が展示され、様々な分野で活躍した和田さんの多才ぶりが伺える展示となっている。生前、和田さんは渋谷区に住んでいて、仕事場も中央図書館の近くだったというご縁で、今回の寄贈に至った。次に、12月21日には、人権作文区長奨励賞の表彰式が行われた。「令和3年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」及び「第28回 子供たちの人権メッセージ発表会」の受賞者4名の児童・生徒を表彰した。お互いを正しく知り、個性や違いを尊重し、相手を思いやることによって守られるものが人権であるという子供たちのメッセージは、大人への問いかけでもあると感じた。次に、1月10日には、新成人を祝う会がLINE CUBE SHIBUYAで開催された。当日は、規模を縮小した式典を2回に分けて開催し、東京2020パラリンピック競技大会バドミントン日本代表で、シングルスとダブルスの2種目の金メダルを獲得した、里見紗李奈選手に、実演していただき、新成人へのメッセージをいただいた。1月16日には、「しぶやニュー駅伝2022」の開催が予定されている。当日は無観客とし、開閉会式の中止、参加チーム数の縮小等の感染症拡大防止対策を講じながら実施する。昨年度は中止となったが、中学生には、この日のために練習に励んできた成果を存分に発揮してもらいたいと思う。最後に、渋谷本町学園の停電事故について報告する。冬季休業中である1月3日の夜間、渋谷本町学園施設全体の停電が発生した。現在、原因を調査中ではあるが、5日に仮復旧、10日に本復旧

が終了し、11日の冬季休業明けには、通常どおり学校運営が始まっている。復旧までの間、放課後クラブは、当初、第2グラウンドの体育館を使用して運営し、6日からは校舎棟で通常運営を行っている。アリーナ棟については、11日から施設開放を開始し、温水プールは12日から運営を開始している。

◆議案第1号

渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則

◇説明要旨

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。まず、改正理由であるが、保育料の減免及び軽減に関しては、平成24年7月6日教育長決裁の「渋谷区幼保一元化施設の保育料等免除及び軽減実施要綱」にて適用していたが、幼児教育無償化に伴い、既に条例に定めていることから、子ども家庭部保育課との調整の上、規定の整備を行うものである。この改正により、従来、要綱で定めていたものを規則で定め、それに伴い、要綱は廃止することとする。次に、改正内容であるが、要綱で定めていた免除又は軽減の規定の中で、条例に定めのない、「世帯に、身体障害者手帳1級又は2級、愛の手帳1度から3度又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級を所持している者がいるときの保育料については、1階層低位に適用する基準額」とすることについての規定を、別表1(第16条関係)保育料及び延長保育料の減免の額、別表条件番号15に規定し、そのことによる番号のずれを修正する。これにより、「渋谷区幼保一元化施設の保育料等免除及び軽減実施要綱」は廃止し、今後は本規則により保育料等の認定を行っていく。さらに、その他文言整理と、押印見直しに伴う様式変更について改正する。施行期日は、公布の日から施行するものとしている。また、この規則の施行の際、この規則による改正前の渋谷区幼保一元化条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるものとしている。

◇質疑応答

○なし。

◇議事結果

○原案どおり可決。

◆議案第2号

渋谷区教育委員会の教育目標と施策の方向性

◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○渋谷区教育委員会の教育目標と施策の方向性について説明する。前回の定例会後に修正した箇所について説明をする。まず、基本方針1(2)多様性の理解では、「人間のもつ多様性への理解を深める教育」から「多様性を尊重する教育」という分かりやすい表現に変更した。次に、基本方針1(5)は、項目名を「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題への組織的な取組」という具体的な文言にした。内容では、スクールロイヤーに関するご指摘をいただいたが、まだ、予算が確定していないことから、「法律の専門家とも連携し」という文言を加えた。次に、渋谷区の条例や基本方針に基づく取組を優先的に取り組むことを示すとともに、「自他の人権や自分と異なる意見等を尊重する寛容な心を育み」という文言に整理した。次に、基本方針1(7)「シブヤ科」に関する教育の充実では、「問いを見いだし」という表現から、「自ら課題を設定し」という文言で整理した。次に、基本方針2(1)ICT活用の推進では、デジタル・シティズンシップに関する文言を加えるとともに、欄外にその説明も加筆した。次に、基本方針2(6)グローバル化に対応した英語教育の充実では、「ALTやTGG(※4)等の環境を活用して外国の文化に触れる機会を設けるなど、グローバル化に対応した英語力はもとより」という文言に整理し、よりグローバル社会を意識した内容とした。基本方針3(6)は、項目名を「校務改善の推進」から「働き方改革の推進」に変更し、その内容として、「部活動指導員の活用促進等の部活動改革に取り組み、教員の業務負担軽減及び多忙感の解消に向けた取組の充実を図り、働き方改革を推進します。」とした。基本方針4(5)学校体育活動の充実では、「子供が自発的に運動に親しむ取組を推進するとともに、体力や運動能力の向上を目指して」という文言に整理した。最後に、今後、事務分掌の変更等があった場合については、その該当箇所を削除することを前提とする。

—◇質疑応答

(松澤委員)

○基本方針1(2)多様性の理解については、「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」という前向きな文言が入ると良いと思う。企業法務の分野でも、ダイバーシティは企業価値を向上させていくという議論がある。渋谷区にとって大事なメッセージだと思うので、是非、この文言を入れていただきたい。

(坂本委員)

○基本方針1(5)の最後の一文中の「虐待等」については、どこの虐待を対象としているのか。家庭内での虐待だとすると、相談体制の整備や渋谷区子育てネウボラとの連携をもって、その問題に入っていけるのか、また解決の

糸口を作っていけるのか、また学校がしっかりと把握できるのか等、疑問に感じる。

(教育指導課長)

○虐待については、その兆候を学校で把握できたとしても、学校だけで解決策を見つけることは難しい。そのため、スクールカウンセラーや定期的に学校を訪問するスクールソーシャルワーカーが、状況把握に努めている。様々な関係機関と適切に連携を図りながら、虐待等の解消に向けて取り組むという趣旨である。

(坂本委員)

○ケース会議は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加の下、開かれているのか。

(教育指導課長)

○そのとおりである。

(坂本委員)

○いろいろなところに目を向けていかないと子供たちを救えないと思う。また、いじめに限らず、目標の数が多いので、学校はどこまで解決や改善ができるのか等、課題があると感じた。

(大日方委員)

○基本方針1(3)健康教育の充実と基本方針4(5)学校体育活動の充実については、似通った項目であるため、それぞれが何を意味するのか、明確にした方が良いと思う。基本方針1(3)の「体力・運動能力の向上を目指した取組」が、基本方針1に掲げられている「健全な心を育む教育」に合うのか気になった。スポーツ政策の議論の中でも、学校体育の役割と運動・部活動の役割が曖昧模糊になってしまう傾向があるため、どちらか一つにまとめても良いと思う。また、両方残すのであれば、健康教育の充実と学校体育活動の充実の位置付けを整理されるとより分かりやすくなると思う。また、基本方針1(3)の「連合行事」の文言については、もう少し言葉を補完した方が良いと思う。最後に、基本方針4(5)の「親しむ」という文言については、「楽しむ」にした方が、スポーツ本来のより一歩進んだ表現になると思うので、ご検討いただきたい。

(教育指導課長)

○ご指摘の点については検討させていただく。

(平岩委員)

○基本方針3(6)働き方改革の推進の「子供と触れ合う時間の確保」の文言についてであるが、子供がいる日中の時間に息をつける環境や事務作業に専念できる時間の確保が必要であると感じる。働き方改革を推進して子供たちとの時間を更に確保することは、逆に仕事を増やすことになると思う。文言について、ご検討いただきたい。

(大日方委員)

○平岩委員の意見に賛同する。基本方針3(6)働き方改革の推進については、整理していただいても良いと思う。

(松本委員)

○デジタルデバイドの視点が入っていないので、来年度以降、検討していただきたい。

---◇議事結果 -----

○原案に所要の修正することを前提に可決。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委員 松 澤 香